

貸貸借契約書

件 名	千葉県療育センター 通園バスおよび公用車リース契約
保 管 場 所	千葉県美浜区高浜 4 丁目 8 番 3 号 千葉県療育センター
契 約 期 間	令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで
契 約 金 額	円 （内、取引に係わる消費税及び地方税の額 円 ）
契 約 保 証 金	免 除

上記の物件について、社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と株式会社 （以下「乙」という。）とは次の条項により通園バスリース契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通（正・副）作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自 1 通保有する。

令和 8 年 月 日

発注者（甲） 千葉市中央区千葉寺町 1 2 0 8 番地 2
社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
会 長 富 田 薫

受注者（乙）

(契約の目的)

第1条 甲は、千葉市療育センターの適切かつ効率的な運営に努めるために、乙が所有する自動車を賃借し使用することを目的とする。

(契約の内容)

第2条 本契約の内容は、別紙仕様書のとおりとし、甲が乙より自動車を賃借し、その賃借料を支払うものとする。

2 甲は乙に対し、この契約の内容を履行できる所用の権限を与えるものとする。権限の範囲については、本契約書の定めるものの他は、その都度甲乙協議してこれを定める。

(契約の変更等)

第3条 本契約は、甲乙双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件において賃貸借期間満了の日まで契約を継続する。ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、甲の各会計予算の当該賃貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。

2 前項ただし書の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2か月前までに、相手方に通知しなければならない。

3 第1項ただし書による契約の変更又は解除により、乙が損害を受けることがあっても、甲はその損害賠償責任を負わないものとする。

(費用等の負担)

第4条 乙は、契約内容履行のために必要な経費等、仕様書に定める費用を負担するものとする。ただし、甲の了承を得たものについてはこの限りではない。

(権利譲渡の禁止)

第5条 甲及び乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、または物件を転貸してはならない。

(物件の検査)

第6条 甲は、納入された自動車につき速やかに検査を行い、本契約の内容に適合していることを確認のうえ、自動車を借り受ける。

2 乙は前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲は第1項の検査において、自動車に瑕疵があった場合、乙の負担において修理もしくは代替品と交換させることができる。

(契約料の請求及び支払)

第7条 甲は、乙に賃借料を別添支払計画書のとおり支払うものとし、乙より請求書を受理した日から30日以内に乙の指定口座に支払わなければならない。なお、支払の際に生じる振込手数料は、甲の負担とする。

- 2 乙が請求する消費税等は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する賃借料
その他甲の金銭債務の合計金額にもとづき計算（円未満は切捨）するものとする。

（物件の所有権）

第8条 自動車の所有権は乙に属し、甲は自動車を本来の用法により使用し、善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

（原状の変更）

第9条 甲は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない

- （1）自動車に他の物件を取り付けるとき。
- （2）自動車の改造又は模様替えをしようとするとき。
- （3）自動車の規格、性能又は仕様を変更しようとするとき。

- 2 前項の行為に係る費用は、甲の負担とする。

（自動車の滅失・毀損）

第10条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失または毀損については、甲がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りではない。

- 2 自動車が毀損したときは、甲乙協議の上、自動車を完全な状態に復元または修理をするものとし、その費用は甲が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

- 3 自動車の一部又は全部が滅失したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

- 4 前項の場合においては、当該損害金の支払い完了と同時にこの契約は終了する。

- 5 前4項の規定にかかわらず、自動車の滅失又は毀損の原因が、天災その他甲乙双方の責めに帰すことができないものである場合は、甲乙協議して定める。

（自動車の点検等の費用負担等）

第11条 乙は、賃貸借期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を乙の負担により行うものとする。ただし、甲が乙の承諾を受けずに整備等を行ったときは、甲の負担とする。

- 2 メンテナンスは、乙の指定する工場において行うものとする。甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該工場及び甲に連絡をするものとする。

- 3 点検等に伴う自動車の引渡場所は、保管場所とする。ただし、事前に甲の承諾を得たときは、自動車の引渡しを受けずに、乙の整備士を保管場所に派遣して点検等を行うことができるものとする。

（重要事項の通知）

第12条 甲及び乙は、住所、名称（商号）、代表者の氏名、その他事業内容又は組織に重要な変更があったときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（甲の解除権）

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除す

ることができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないとき。
- (2) 正当な事由なしに業務期間を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号の他に契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (5) その他契約条件に著しく違反したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約期間全体の契約金額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により契約が履行できなくなった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に契約が履行できなくなった日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは甲がこれを受理した日）までの期間、賃借料を一年間に換算した額から既払金額を控除した額につき、日数に応じ、法定利率で計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき

(甲の契約違反による乙の請求等)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、次に掲げる行為の全部又は一部を行うことができるものとする。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 賃借料その他一切の費用の全部又は一部の即時の支払の請求

(2) 自動車の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条(甲の解除権)に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、借入期間全体の契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後についても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(その他の損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(自動車の返還)

第19条 甲は、自動車の賃貸借期間が満了し、又はこの契約を解除した時は、速やかに自動車を保管場所において、現状のまま乙に返還するものとする。

(守秘義務)

第20条 乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等の排除)

第22条 乙は、暴力団等を排除するため、別記「暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

別 紙

1 リース物件

車 種

車 名

型 式

台 数

2 保管場所 千葉市美浜区高浜4丁目8番3号

3 リース期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで